



●市民生活の支援

- 新型コロナウイルス対策等利子・保証料補給金 (商工課 ☎35-3144)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な生活資金が必要となった勤労者を対象として、市内金融機関が実施する特別融資に対し3年間の利子全額と保証料の全額を補助します。

補助限度額 なし

取扱期間 3月17日～9月30日

申込 申請書に返済計画書などの必要書類を添えて窓口へ

- 新型コロナウイルスにかかる特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により休業または失業等のため収入が減少し、生計を維持することが困難になった方に、特例を設けて貸付します。

お困りの方は、福祉サービス総合相談支援センター(本庁1階)にご相談ください。

- 生活福祉資金の特例貸付

(高山市社会福祉協議会 ☎35-0294)

貸付額 1世帯10万円または20万円

取扱期間 3月25日～7月31日

- 福祉金庫資金の特例貸付(福祉課 ☎35-3139)

貸付額 1世帯20万円以内

取扱期間 3月27日～9月30日

●税負担の軽減(税務課 ☎35-3136)

- 市税の徴収猶予(原則1年以内)

※申請書の提出が必要です。

- 市民税の申告期限・申告相談期間の延長(4月16日まで)

●公共料金負担の軽減等

お困りの方はご相談ください(支払猶予等あり)。

- 上下水道料金の支払猶予

(上水道課 ☎35-3149 下水道課 ☎35-3150)

- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払猶予(市民課 ☎35-3495、高年介護課 ☎35-3178)

- 市営住宅への入居

(建築住宅課 ☎35-3176)

■観光対策について

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、「観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に支えする」と明記されていることなどを踏まえ、観光対策については、当面、事態の終息の兆しが見える時期を見据えた対応とします。

また、事態の終息の兆しがみえた時期以降の対策の検討をすすめます。

正しく知って、正しく予防を新型コロナウイルス感染症対策

～一人ひとりができる対策をきちんと行い、家族や地域の人々の健康を守りましょう～

●こんな場所は要注意(感染リスクが高い環境)

- 換気が悪い密閉空間
- 互いに手を伸ばしたら届くほどの近い距離
- 会話などが一定時間続く
- 大勢の人が集まる

●マスクについて

市販されているサージカルマスクの感染症予防の効果は、かなり限定的とされています。

[世界保健機関(WHO)発表]

マスクは、咳やくしゃみでウイルスが飛び散るのを防ぐためには効果的です。咳やくしゃみなどの症状がある人、症状のある方の看護をされる方は積極的にマスクをつけてください。

●換気について

感染症予防対策として行う換気は、1～2時間ごとに5～10分程度実施してください。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

●感染したかも?と思ったときには

風邪の症状や37.5℃以上の熱が4日以上続いたり、強いだるさや息苦しさがある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談しましょう。重症化しやすい高齢者や持病のある方、妊婦さんは、上のような症状が2日程度続いたら相談しましょう。

※帰国者・接触者相談センターで紹介を受けた医療機関を受診する際には、事前に連絡したうえで受診してください。

※海外渡航歴があり、新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方はご相談ください。

相談窓口

帰国者・接触者相談センター(飛騨保健所)
新型コロナウイルスに関して、心配なことがある場合はご連絡ください(24時間相談受付しています)。

☎33-1111(内線309・310)